

太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

直方市は令和 4 年 2 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取り組みを進めている。

本要領は、ゼロカーボンシティ実現に向け、太陽光発電を通じて地域でのエネルギーの地産地消を推進するため、PPA 方式の導入、運転管理及び維持管理等を行う高度な専門知識やノウハウを活用した優れた提案を得るため、公募型プロポーザル方式（以下「本件プロポーザル」という。）による事業者公募にあたり必要な手続きを定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名称

太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）

（2）業務内容

別紙「太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、環境省実施要領に記載の要件を満たしているものであること。

（3）業務場所

別紙「仕様書」のとおり。

（4）履行期限

合意書締結の日から脱炭素先行地域づくり事業期間終了まで。

ただし、別途、各 PPA 事業のサービス契約期間（原則 20 年間）を個別に定め、その事業を実施すること。

3 注意事項

この業務は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭先行地域づくり事業）」に基づく脱炭素先行地域提案書（北九州都市圏域）、直方市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画、脱炭素社会の実現に向けた直方市脱炭素推進補助金交付要綱により実施するものである。事業者は同交付金、提案書、事業計画及び補助金交付要綱（本件要綱）の目的及び主旨を理解した上で事業を遂行するものとする。また、同交付金に関連する資料を参照の上、事業を遂行するものとする。

なお、同交付金の交付決定を受けられない場合若しくは本業務に係る市の予算が成立しない場合には業務の遂行を中止するものとする。この場合、本件プロポーザルに要したすべての費用について、本件プロポーザル参加

者の負担となることに注意すること。

4 補助対象経費

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」に記載の経費
なお、当該事業費に係る消費税及び仕入れ控除税額を除く。

5 補助金の額

直方市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画における年度別の申請額を
上限とし、補助対象経費の 2/3 以内の額とする。

6 選定・評価方式

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 評価方式

提案書及びプレゼンテーションによる総合評価方式

※プロポーザル参加者が 1 事業者である場合においても、上記方式
による評価を行う。なお、選考の結果、提案が一定の基準に満たない
と判断された場合には、候補者の決定を行わない場合がある。

7 参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2) 提案前に現地確認を行うこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の各号に該当しない者であること。
- (4) 「直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本業務の内容と同種の事業又は類似の事業の実績を有するもの。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て、また民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。

- ア 代表者等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げるもの。以下同様）関係者である場合。
- イ 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
- ウ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
- エ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。

8 失格事由

- (1) 上記参加条件を満たさないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。
- (4) 審査の指定日時に正当な理由なく遅刻や欠席した場合については、失格扱いとする。

9 資料提供

次の資料を提供するものとする。「10 資料の貸与」の記載に従って貸与の申込をすること。

- (1) 施設ごとの電力供給契約内容及び電力使用量
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 構造計算書等

10 資料の貸与

本件プロポーザルに参加を希望する者で、対象施設の資料の貸与を希望する者は、以下の手続きにより、資料又はデータを格納した DVD ディスクの貸与を受けることができるものとする。

なお、貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本事業の目的以外での使用をしないこと。また、貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄すること。

(1) 貸与の申込について

貸与希望日（下記(2)の受取期間内に限る。）の前日までに、電子メールにて貸与希望日を記載し事務局（n-kankyo@city.nogata.lg.jp）まで申込をすること。その際タイトルは、「【企業名】太陽光発電設備導入等業務（PPA 事業）公募型プロポーザルに関する資料貸与の申込」とすること。

なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

(2) 貸与資料の受取について

上記(1)で申し込んだ貸与希望日の10時から17時までに担当課において資料を受け取ること。

受取期間 令和7年2月17日(月)から2月27日(木)まで

ただし、直方市役所本庁の閉庁日を除く。

(3) 資料の貸与期限について

資料の貸与は、「12 審査の実施」により実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

(4) 資料の返却について

持参又は送付により資料を事務局まで返却すること。ただし、持参の場合は、直方市役所本庁の閉庁日を除く各日9時から17時までとし、送付の場合は上記(3)の期間内必着とし、必ず追跡サービスが使用できる方法を用いること。

11 応募の手続き

(1) 応募にかかる質問事項

[受付期間] 令和7年2月12日(水)～28日(金)17時

[質問方法] 事務局に電子メールにて「(様式7) 質問書」を提出
※件名を「【企業名】太陽光発電設備導入等業務(PPA事業)公募型プロポーザルに係る質問」とすること。

※開封確認付き電子メールにて送信し、2日以内に開封されない場合には事務局に電話連絡のうえ受信確認を行うこと。

[回答期限] 令和7年3月3日(月)17時

[回答方法] 直方市ホームページ上に回答を公開することとし、個別の回答は行わない。

(2) 現地確認の申込

[現地確認を許可する場所]

「仕様書」別表 PPA 事業対象公共施設等一覧に記載の施設内

[現地確認の実施期間] 令和7年2月17日(月)～27日(木)

[受付期間] 令和7年2月12日(水)～26日(水)17時

[受付方法] 事務局に電子メールにて「(様式8) 現地確認申込書」を提出

[現地確認の日時指定] 申込書提出の翌日以降の日時を事務局が指定し、電子メールにて通知する。

[現地確認に係る留意事項]

- ・現地確認を許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ・現地確認により知り得た情報は、本件プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- ・現地確認できる回数は1回とし、参加人数は5人までとする。
- ・現地確認時に質疑が生じた場合は、「(様式7) 質問書」を提出期限までに電子メールで事務局に提出すること。

(3) 参加申込

[申込期間] 令和7年2月12日(水)～3月4日(火)

※受付時間：平日9時から17時まで

※郵送での申込の場合は、令和7年3月4日(火)17時必着とする。

※郵送事故での期限の超過は認めない。

[申込方法] 事務局に持参または郵送にて提出

[提出書類]

(様式1) 参加申込書	1部
(様式2) 誓約書	1部
(様式3) 役員名簿一覧	1部
(様式4) 事業者概要書	1部
(様式5) 実績調書	1部
(様式6) 事業実施体制表	1部

(その他) 直方市競争入札参加資格を有していない事業者は、登記事項証明書、決算関係書類(直近3期分)、納税証明書(国税、地方税の完納がわかるもの)をそれぞれ1部

(4) 提案書の提出

別紙「仕様書」に基づき、本事業の目的に沿った提案を作成すること。

[提案内容]

- ① 太陽光発電設備導入に関すること(設備容量、自家消費率等を含む)
- ② 余剰電力の地産地消の推進に関すること
- ③ 業務遂行に係る実施体制に関すること
- ④ 電力供給・契約単価に関すること
- ⑤ その他、本市ゼロカーボンシティの実現に資する独自提案に関すること

[提案書作成における注意事項]

- ① 提案は、考え方や実現イメージを文章や図表等を用いて簡潔に記述すること。

- ② 表紙及び目次を付し、以降のページ下の中央にページ番号を印字すること。表紙及び目次を除いて 30 ページ以内にまとめること。
- ③ A4 版のファイルに綴じること。A3 版の大きさのものは、A4 版に折って綴じ込むこと。なお、使用する用紙の縦横は問わない。(A3 使用の場合、1 枚あたり 2 ページで換算する)
- ④ 提案書に記載する提案者名は、プレゼンテーションの詳細通知と合わせて別途参加者に通知するプロポーザル用の名称を使用すること。

[提出期間] 令和 7 年 3 月 10 日 (月) ～17 日 (月)

※受付時間：平日 9 時から 17 時まで

[提出方法] 事務局に持参または郵送にて提出

※郵送での申込の場合は、令和 7 年 3 月 17 日 (月) 17 時必着とする。

※郵送事故での期限の超過は認めない。

[提出書類]

(様式 9) 提案書等の提出について	1 部
(様式自由) 提案書	10 部
(様式 10) 事業費見積書	1 部
(様式 11) 電力販売契約単価見積書	1 部

12 審査の実施

別紙「太陽光発電設備導入等業務 (PPA 事業) 公募型プロポーザル審査基準表」に基づき、市が定める委員により組織された直方市太陽光設備導入等業務プロポーザル評価委員会 (以下「評価委員会」という。) において審査を行い、点数が最も高い候補者に選定する。

ただし、全委員の平均得点が 7 割未満の場合は、要求水準を満たしていないと判断し、候補者とししない。

また、審査は提案書等提出書類の書類審査 (一次審査) 及び、提案書に基づくプレゼンテーション (二次審査) により決定する。ただし、提案者が 5 事業者以下のときは、一次審査を実施せずに二次審査のみを行う。

なお、提案者が 1 事業者の場合であっても、審査を行い、候補者として選定するか否かを決定する。

(1) 一次審査

[実施日] 令和 7 年 3 月 18 日 (火)

[審査方法] 審査基準における採点による書類審査

※採点の結果同点となった場合は導入設置容量がより多い事業者に決定する。

[通過者数] 5 事業者

[結果通知日] 令和 7 年 3 月 21 日(金)

[通知方法] 審査結果を電子メールと文書にて通知する。

(2) 二次審査

[実施日] 令和 7 年 3 月 26 日(水) 予定

[場所] 直方市役所庁舎内

[順番] 参加申込書提出順

[割当時間] 30 分以内

[質疑応答] 20 分程度

[出席人数] 1 事業者あたり 3 名以内

[審査方法] 審査基準における採点

※採点の結果同点となった場合は導入設置容量がより多い事業者に決定する。

[結果通知日] 令和 7 年 3 月 31 日(月) 予定

[通知方法] 全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。

[注意事項]

ア 提案書に基づいたプレゼンテーションとすること。

イ 提案者名は、事前に通知されたプロポーザル用の名称を使用すること。また、提案者名が識別できるマークのついた作業着や名札の着用、機器の仕様は避けること。

ウ プレゼンテーションソフトを使用する場合は、Microsoft PowerPoint を使用すること。(困難な場合は PDF ファイルでも可とする。)

エ モニター等は本市にて用意する。その他必要な機材がある場合は各自にて用意すること。

[その他] 場所、日時などの詳細については、別途参加者に電子メールまたは文書にて通知する。

13 合意書の締結

(1) 本件プロポーザルにおける 1 位事業者を候補者として交渉を行う。
なお、辞退その他の理由で合意できない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

(2) 事業内容及び金額については、予定事業者と本市の間で提案内容等

を確認し、実際の事業について精査・調整のうえ、環境省実施要領及び本件要綱に基づき最終的な事業内容・金額を確定する。

- (3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

14 スケジュール (予定)

内容	期間等
告示	2月12日(水)
質問受付期間	2月12日(水)～28日(金) 17時
質問回答期限	3月3日(月) 17時
現地確認受付期間	2月12日(水)～26日(水) 17時
現地確認期間	2月17日(月)～27日(木)
貸与資料受付期間	2月12日(水)～26日(水) 17時
貸与資料受取期間	2月17日(月)～27日(木) 17時
参加申込期間	2月12日(水)～3月4日(火) 17時
提案書等の提出期間	3月10日(月)～17日(月) 17時
書類審査(一次審査)	3月18日(火)
一次審査結果通知	3月21日(金)
プレゼンテーション(二次審査) 開催案内	3月21日(金) ※予定
プレゼンテーション(二次審査) 実施	3月26日(水) ※予定
プレゼンテーション(二次審査) 結果通知	3月31日(月) ※予定
契約協議及び契約	3月31日(月)以降

※事前説明会は開催しない。

※参加申込後に辞退する場合は、3月19日(水) 17時までに書面にて申し出ること。(様式自由)

15 その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類はすべて返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、提出者に帰属する。但し、本市が本件プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、提案書及び添付書類の複製の作成及び内容が無断・無償で利用できるものとする。

- (4) 提出書類の差し替え・再提出は提出期限までであれば認める。
- (5) 本件プロポーザルにかかる情報開示請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 本件プロポーザルの審査経過・結果に関する問い合わせには応じない。
- (8) 評価委員会に関する情報は非公開とする。
- (9) ここに記載していない内容について疑義が生じた場合は、市と関係者との協議で決定する。

16 参考資料（各 WEB サイト参照）

- (1) 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」
関連資料
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
 - ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領
 - ・北九州都市圏域計画提案書（公共施設群等における再エネの最大導入・最適運用モデルと横展開による地域産業の競争力強化）
 - ・直方市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）
- (2) 脱炭素社会の実現に向けた直方市脱炭素推進補助金交付要綱
- (3) 第3次直方市環境基本計画
- (4) 第6次直方市総合計画
- (5) 直方市避難場所一覧

17 事務局

〒822-8501 直方市殿町7番1号

直方市 上下水道・環境部 環境政策課 環境政策係【担当：川原・田中】

TEL：0949-25-2123

FAX：0949-25-2548

Mail：n-kankyo@city.nogata.lg.jp

以上